

利息分割受取型定期預金(愛称:おこづかい定期)

(平成25年4月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	利息分割受取型定期預金 (おこづかい定期)
2. ご利用いただける方	個人のお客さまに限ります。
3. お預け入れ金額	・1万円以上1円単位 ※大口定期でお預け入れの場合は1千万円以上1円単位
4. お預け入れ期間	定型方式 1年、2年、3年、4年、5年 ※定型方式のみのお取り扱いとなります。なお、満期日指定型、自動解約入金型はお取り扱いしていません。 ※お預け入れ時のお申し出により自動継続のお取扱いができます。
5. お預け入れ利率	金利については窓口でお問い合わせください。 ※お預け入れ時の利率は満期日まで変わりません。 満期日経過後のお利息(自動継続を除く)は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
6. お利息(中間利払い) 受け取りサイクル	お利息の受け取りは満期日を待たずに以下から指定できます。 ①1ヶ月 ②2ヵ月 ③3ヵ月 ④6ヶ月 ※初回中間利払い月の指定は、受け取りサイクルを超えない範囲でお利息の受け取り開始月を指定できます。ただし中間利払いサイクルが1ヶ月の場合は指定できません。なお、中間利払サイクルの変更はできません。
7. 中間利払い利率	お預け入れ時の基準金利
8. お利息の計算方法	付利単位を1円とし1年を365日とする日割計算により計算します。
9. お利息の支払い方法	【お利息のお受け取り開始月を指定しない場合】 ・お預け入れ日から、あらかじめご指定いただいた1ヶ月、2ヵ月、3ヶ月または6ヶ月後のいずれかの応答日(応答日が銀行休業日の場合は翌営業日)にご本人名義の普通預金または貯蓄預金にご入金します。 【お利息のお受け取り開始月を指定いただく場合】 ・お受け取りサイクルを超えない範囲でご指定いただいた、初回のお利息受け取り日および、その日から2ヵ月、3ヶ月または6ヶ月後のいずれかの応答日(応答日が銀行休業日の場合は翌営業日)にご本人名義の普通預金または貯蓄預金にご入金します。
10. お利息にかかる税金	お利息には、源泉分離課税で20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優ご利用の場合を除きます。) ※復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税となります。

次の頁に続きます。

11. 中途解約時の お取り扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)によりお利息を計算いたします。
①スーパー定期で お預け入れの場合	<p>(1) 1年もの、2年ものの定型方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が6ヵ月未満の場合 解約日における普通預金利率 ・ " 6ヵ月以上1年未満の場合 約定利率×50% ・ " 1年以上2年未満の場合 約定利率×70% <p>(2) 3年ものの定型方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が6ヵ月未満の場合 解約日における普通預金利率 ・ " 6ヵ月以上1年未満の場合 約定利率×40% ・ " 1年以上1年6ヵ月未満の場合 約定利率×50% ・ " 1年6ヵ月以上2年未満の場合 約定利率×60% ・ " 2年以上2年6ヵ月未満の場合 約定利率×70% ・ " 2年6ヵ月以上3年未満の場合 約定利率×90% <p>(3) 4年ものの定型方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が6ヵ月未満の場合 解約日における普通預金利率 ・ " 6ヵ月以上1年未満の場合 約定利率×10% ・ " 1年以上1年6ヵ月未満の場合 約定利率×20% ・ " 1年6ヵ月以上2年未満の場合 約定利率×30% ・ " 2年以上2年6ヵ月未満の場合 約定利率×40% ・ " 2年6ヵ月以上3年未満の場合 約定利率×50% ・ " 3年以上4年未満の場合 約定利率×60% <p>(4) 5年ものの定型方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が6ヵ月未満の場合 解約日における普通預金利率 ・ " 6ヵ月以上1年未満の場合 約定利率×10% ・ " 1年以上1年6ヵ月未満の場合 約定利率×20% ・ " 1年6ヵ月以上2年未満の場合 約定利率×20% ・ " 2年以上2年6ヵ月未満の場合 約定利率×30% ・ " 2年6ヵ月以上3年未満の場合 約定利率×30% ・ " 3年以上4年未満の場合 約定利率×50% ・ " 4年以上5年未満の場合 約定利率×60%
①大口定期で お預け入れの場合	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)によりお利息を計算いたします。</p> <p>(1) 預入日の1ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合は次の計算による利率のうち最も低い利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解約日における普通預金の利率 ・約定利率－(約定利率×30%) ・約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

次の頁に続きます。

		<p>(2) 預入日の1ヵ月後の応当日以降に解約する場合は次の計算による利率のうち最も低い利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約定利率－(約定利率×30%) ・約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ <p>※基準利率とは、解約日に当該預金の元金を当初預入の満期日まであらたに預入するとした場合にその預入の際に適用される利率を基準とした当行所定の利率をいいます。</p>
	<p><ご注意></p> <p>(1) 満期日前に解約する場合、スーパー定期でお預け入れの場合は中途解約利率が普通預金利率を下回る場合があります。また、大口定期でお預け入れの場合は中途解約利率が普通預金利率を下回る場合や、0%になる場合があります。</p> <p>(2) 中間利払いが行われた後に満期日前解約を行う場合、中間払利息の合計額が中途解約利率により計算したお利息額を上回ることがあります。こうした場合には、<u>中途解約利率により計算したお利息額以上に支払われた金額について、満期日前の解約時にお返しする定期預金元金から清算させていただきます(満期日前の解約時にお返しする定期預金元金が、預入時の定期預金元本を下回る場合がございます)ので、あらかじめご了承ください。</u></p>	
12. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険の対象です。 ・お預け入れは窓口でのお取り扱いに限ります。(ATMやアルファダイレクトバンキングではお取り扱いできません。) ・総合口座にお預け入れの場合は、お預け入れ金額の90%以内で最高200万円まで自動融資がご利用いただけます。 ・マル優もご利用いただけます。 	
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>	